

『マインツ市平和法典』 (D) (Das Friedensbuch
der Stadt Mainz (D)) : (一四三七～一四四四
年) 訳・註釈 (三) 完

神寶, 秀夫
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門

<https://doi.org/10.15017/24702>

出版情報 : 史淵. 149, pp.109-127, 2012-03-09. Faculty of Humanities, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

九州大学大学院人文科学研究院
『史淵』第四百十九輯 二〇一二年三月刊行

『マインツ市平和法典』(D) (Das Friedensbuch der Stadt Mainz (D))
(一四三七)～(一四四四年) 訳・註釈 (三) 完

神 寶 秀 夫

『マインツ市平和法典』(D) (Das Friedensbuch der Stadt Mainz (D))
(一四三七～一四四四年) 訳・註釈(三) 完

神 寶 秀 夫

〔解題〕

〔訳・註釈〕

〈序〉

- 第一条～第三三条 (『史淵』第一四三輯)
- 第三四条～第六五条 (同第一四七輯)
- 第六六条～第九四条 (完) (本輯)

〔略号など〕

- B : Der Stede buch (1317/35) (序及び九二箇条：第一～五七条は一三〇〇年定立)
- C : Maintzer Friede-buch (1352) (序及び一七箇条)
- F : Frankfurter Statut (1318)
- S : Speierer Statut (1328)
- W : Stadtfrieden für Worms von Kaiser Friedrich I. (1156)
- 変更 (条文の傍線部も含む) : 『平和法典』(C) からの変更

〔訳・註釈〕

『マインツ市平和法典』 (D) (Das Friedensbuch der Stadt Mainz (D))

〈第六六条〉 「親族の葬儀ないし病気を理由とする、市外追放者の一時帰市の許可」 (B 第四三条、C 第四二条)

同じく、贖罪のためにマインツを去ったある者の父あるいは母、姉妹あるいは兄弟、女性の親族あるいは傍系親がマインツ内で病床に臥すか、あるいは死んだ場合、当該者は確かに、彼の親族を見舞い、見送るために八日間マインツに戻ってもよい。しかし、このことは、市長達の了承の下になされるべきである。そして、八日間が過ぎると、その者は再び贖罪のためにマインツを去るべきである。

(一) 本条から第七〇条までは市外追放者に関する条項である。

(二) 市外追放刑に服している時でも、依然として、親族の葬儀ないし病気の際には、市長の了承を得れば八日間マインツ市に帰還できた。

(三) 市外追放刑は、マインツ市住民の共同体成員資格を完全に否定するものではなかった。

〈第六七条〉 「重病を理由とする、市外追放者の一時帰市の許可」 (B 第四八条、C 第四七条)

同じく、ある者が都市贖罪の故にマインツ外にて重い病の床に臥すならば、その者は確かに病の故にマインツに戻り、——健康になって立ち上がり移動することができるようになる迄——そこに留まることが許される。そして、その後、彼は再び贖罪のためにそこを去るべきである。

- (一) 市外追放刑に服している時でも、依然として、自らの重病の際には、マインツ市に帰還できた。
- (二) 市外追放刑は、マインツ市住民の共同体成員資格を完全に否定するものではなかった。

《第六八条》 「市外追放中の滞在地」(B第五〇条、C第四九条、F第一条)

同じく、都市贖罪の故にマインツを去る者は、都市贖罪の故に市外にいる間、マインツとフィルツバッハ(Vilzbach)を除き、欲する所にいることが許される。

- (一) 本法典の属地法的性格を示す条項である。
- (二) 一二九四年にマインツ都市参事会は帝国ミニステリアーレ、フィリップ・フォン・ホーエンフェルス(Hohenfels)から南隣のフィルツバッハ村を諸権利とともに獲得した(第八二条を参照)。

《第六九条》 「市外追放中のマインツにおける船中滞在禁止」(B第八七条、C第八一条)

同じく、都市贖罪の故に都市を去る者は、——直接に目的地へ去ろうとしない限り——マインツにて船の中に留まるべきではない。これに違反する者は、二倍の贖罪を果たすべきである。

- (一) 「変更」マインツを明示。
- (二) 市長裁判権がライン河においてマインツに面している部分にまで及ぶことを示す条項である。

《第七〇条》「市長裁判権の管轄域」(C 第九四条、S 第五八条、W 第六条)

同じく、都市贖罪の故にマインツを去った者は、当市のブルク平和域 (burgfride) 内ないし当市の裁判所 (の管轄権) が及ぶ範囲内に滞在すべきではない。

(一) 本条項の「裁判所」とはマインツ大司教司宰の「世俗裁判所」のことであるため、市長裁判権の管轄域は都市君主権の管轄域を枠組みにしていたことになる。

(二) 皇帝フリードリヒ一世がヴォルムスに授与した『都市平和法』(一一五六年) 第六条では、ブルク平和域の範囲が定められているが、本法典ではそれは明記されていない。

《第七一条》「市長の不法占有自由世襲借地放棄命令への拒否」(B 第八〇条、C 第七七条)

同じく、誰かある者がその者に貸し出された期間を越えて他の者の自由世襲借地に住んでいる場合、当該自由世襲借地を有する者が市長達の許にきて、そのことを彼らに訴えるならば、市長達はその居住者に対し、八日以内に当該自由世襲借地を放棄するよう命令すべきである。その者がそうしない場合、彼はマインツを四半年間去るべきであるか、さもなければ、如何なる法^{II}権利でもってそこに留まるべきかを提示すべきである。

(一) 市長^I都市参事会は、「世俗裁判所」の管轄権下にあった自由世襲借地を、「不法占有」が起きた場合、それを契機に自らの管轄権下に置こうとしている。

(二) 但し、原告の自発的な告訴が必要である。

《第七二条》〔中央教会裁判所からの市長の世俗債務訴訟移管命令への拒否〕（B 第九一条、C 第八八条）

同じく、マインツに定住し、また当地で保護され滞在する平信徒は誰であれ、彼がその他の平信徒を世俗債務に関して教会裁判所に召喚した場合において、召喚されている者が一四日以内に市長達の面前に来てここで以下のこと——その者が召喚されている原因である債務に関して、人々が品行方正な人達とともに彼のことを市長達の面前で立証しうること——に服しようとするならば、彼を召喚した原告はこのことを受け入れるべきである。原告がそれをしない場合、彼は一ヶ月間マインツを去り、必ず市長達の命令を遵守すべきである。だが、そこ「教会裁判所」に召喚されている者が市長達の面前で証拠に服しようとしなければ、原告は、自分が訴訟を起した所で訴訟を遂行することができる。

(一) 市長―都市参事会は、「中央教会裁判所」の管轄権下にあつた世俗債務を自らの管轄権下に置こうとしている。

(二) 但し、「中央教会裁判所」での被告による自発的な告訴（召還日から一四日以内）と証人が必要である。

《第七三条》〔首席司祭裁判所からの市長の世俗債務訴訟取下げ命令への拒否〕（B 第九二条、C 第八九条）

同じく、他の平信徒を世俗債務に関して主席司祭の面前に召喚した平信徒は誰であれ、彼に対し、市長達が一四日以内に命令すれば、その者は当該告訴を取り下げらるべきである。彼がそれをなさない場合には、彼はマインツを一ヶ月間去るべきであり、また、必ず当該告訴を取り下げらるべきである。

(一) 市長―都市参事会は、「首席司祭裁判所」の管轄権下にあつた世俗債務を自らの管轄権下に置こうとし

ている。

(二) 市長は、召還日から一四日以内であれば、原告の意思に拘らず取下げを命令できた点が、前二条と異なっている。

〈第七四条〉「謀殺の立証」（C第九八条）

同じく、故意に殺人を犯したということを他の者について立証しようとする者は、天上の諸聖徒に対し誓う誠実で品行方正な人達とともに、その有罪立証を都市参事会の前で果たすべきである。

(一) 「変更」 「立証しようとする者は」の後の「たとえ誰であれ」が省略されている。

(二) 本条項の内容は殺人に関する第九条で既に規定されていることと同一であって、証人二名の必要性が改めて強調されている。

〈第七五条〉「敵意からの告訴」（C第一〇七条）

同じく、誰かある者が敵意から他人を告訴することが起こる場合、そのことが証言により認められると、その者のかの「告訴された」者がなすべきであったであろうことと同じ贖罪に服し、それを負うべきであり、さらに、都市参事会ないしその多数部分の判定に従つて、彼（「告訴された者」のために不名誉と損害を正すべきである。

(一) 本条から雑多な違法行為がまとめられている。

(二) 「変更」 「起こる場合にせよ」が「起こる場合」に変更された。

(三) 「変更」 「そのことを八名〔委員会〕ないし六名〔委員会〕が規定されたように認める」が「そのことが認められる」に変更され、「八名〔委員会〕ないし六名〔委員会〕が底意なく言い渡すとおりに」が「都市参事会ないしその多数部分の判定に従って」に変更された。

(四) 「八名〔委員会〕ないし六名〔委員会〕」は都市参事会内の委員会であるが、こうした変更により都市参事会の組織としての一体化が図られている。

〈第七六条〉 「飲食強要」 (C第九〇条)

同じく、無理に飲食を強要 (notten) した者は、女性であれ男性であれ、一ヶ月間贖罪をなす (vervetten) べきであり、「その後、」男性は「マインツを」去るべきであり、女性は「マインツに」留まるか去るべきである。

(一) 「変更」の罪を宣告される (verlisen) が「贖罪をなす (vervetten)」に変更された。

(二) 挙証手続きの規定はない。

〈第七七条〉 『法典』遵守義務 (B第五五条、C第五四条)

同じく、マインツに居住し、また当地で保護され滞在する者はすべて、上述の契約を遵守し、これに違反する者は、ここで規定されている如くに、贖罪すべきである。

(一) 「契約」とは『平和法典』の全条項のことであるが、それはもはや (C) 段階での全居住者の契約ではなく、市長ならびに都市参事会員だけの契約として理解されている。したがって、都市参事会員以外の居

住者は『平和法典』に関する立法権は否定され、遵守義務を負わされるだけになった。

〈第七八条〉〔世俗の都市君主役人の当該定立法遵守義務〕(C第一〇九条)

同じく、これらの定立法及び契約はすべて、「世俗」裁判所の存在にも拘わらず世俗役人の同意、了承、許可を得て記述され制定されたものである。本法典に記述されている当該定立法を、彼ら世俗役人はすべて、——誓約に代わって世俗的な誠実でもって堅約した通りに——遵守すべきである。彼らが、本法典に記述されている当該定立法のうち何かに違反するか、あるいはそれに反する行為を犯す場合、彼らはその違反を、上述されているのと全く同じように正し贖罪すべきである。

(一) 一三五二年以来、世俗の都市君主役人もまた本法典のすべての定立法及び契約を了承し、遵守することを義務づけられている。つまり、本法典に挙げられている違法行為に関して市長裁判権に服すことになったのである。

(二) 但し、市民と異なり彼らは、誓約ではなく世俗的な誠実でもって遵守するのであって、市民共同体の一員になったわけではない。

〈第七九条〉〔誣告〕(S第四五条)

同じく、市長の面前で他人の虚偽を非難する者は、ニシリングを失ったものとされるべきである。

(一) 〔新条項〕 誣告をさせないための担保条項である。

(二) 挙証手続きの規定はない。

《第八〇条》「都市参事会員による特別遵守義務」(B第五八条、C第五七条)

同じく、かくして、我々都市参事会全員は、我々が都市参事会においてなした合意を遵守すべきであり、我々の中でそれに違反する者は誰であれ二倍の刑罰に服すべきである。

(一) この「合意」とは本法典の条項であり、唯一の立法者である都市参事会員は特に重い遵守義務を負っている。

(二) 一般市民はもはや法定立者としては見なされず、単に法典遵守の誓約を義務づけられるに止まる。

《第八一条》「修道会による都市自由の承認」(B第六三条、C第六〇条)

同じく、かくして、マインツにある如何なる修道会も我々の都市の自由を破るべきではないし、破るよう企ててはならない。これに反した行為をなすいかなる修道会も、都市の平和の中にあるべきではない。

(一) 各修道会に対し、都市自由⇨特権を承認するよう要求する条項である。

(二) 修道会がそれを承認しないならば、都市による保護は受けられないことになる。

《第八二条》「フィルツバッハ村住民の扱い」(B第四九条、C第四八条、S第六四条)

同じく、ここで規定されているこれらの序と条項をすべて、我々はマインツにて、また、フィルツバッハがあ

らゆる点についてマインツとして法に服する場合には、フィルトツバッハにても遵守しなければならない。

(一) 一二九四年三月二十四日にマインツ市は、南隣のフィルトツバッハ村の封主であるマインツ大司教ゲルハルト二世 Gerhard II. von Eppstein (在位、一二八九—一三〇五年) の承認の下、従来を受封者であった有力な帝国ミニステリアーレ、フィリップ・フォン・ホーエンフェルス (Hohenfels) より当村の権利を一一〇マルクと馬一頭で購入している。その直後の三月二十七日、大司教はマインツ市民共同体の代表者としての二名の都市参事会員に、当村をそのブドウ酒市、裁判権及びすべての権利とともに授封した。したがってマインツ市民共同体は受封能力があると大司教に見なされていたのである。

(二) 当村はマインツ市民共同体の封であるとはいえ、本条によれば、少なくとも『平和法典』に関しては、フィルトツバッハ村の住民はマインツ市の臣民としてではなく、マインツ市民と同等に扱われなければならない。

《第八三条》「フェーデ遂行者の市長調停の拒否」(B第四〇条、C第三九条)

同じく、二名のマインツ市民が相互に戦争 (Krieg) 及びフェーデを行ったが、自ら和解しようとしなかったために、市長達が彼らを調停し和解させる権能を持つことになった場合、彼ら両市民のうちいずれかがその和解を破棄するならば、その者あるいは両者共にマインツを去り、その者あるいは両者が、市長達がもたらした和解を遵守し貫徹するまでの期間、市外に留まるべきである。

(一) 遅くとも一三〇〇年には定立されていた本条項は、自由身分である市民が本来行使してもよい復讐権・

フェーデ権を、市長がその（仲裁・）調停・和解権により抑制し得ることを示す条項であり、この調停・和解権にこそ市長裁判権形成の起源がある。マインツ市住民は毎年行う自発的な「平和誓約」を通して市長の調停・和解権を承認し、市長裁判権の形成に与っていたのであった。

(二) その一方で一五世紀中葉においてすら市民の復讐権・フェーデ権が市長裁判権により完全に否定されていたわけではなかったことにも、注目する必要がある。むしろ、男女の奉公人を処罰し得る「家長権」概念が本法典の新条項（第三九条）に現われており、むしろこの時期、市民の「家」は内部強化されつつあった。市長はこうした「家」の存在を認めつつ、市民の復讐権・フェーデ権を抑制し、自らの裁判権の強化を図っていたのである。

〈第八四条〉「市長による安全護送」（C第八条）

同じく、我々の市長は市外者を安全護送してマインツ市に送り届けてよいこと、このことを人々は安全護送されている者達に告知すべきである。但し、帝国アハトを科されている者、及び当市に対して略奪や放火をなした者は、これらの事件が償われていない場合には、除かれ、その者達を市長は安全護送すべくでもないし、することもできない。

(一) モネは本条項を新条項としているが、実際には『平和法典』（C）第八条を改正したものである。

(二) 「変更」『平和法典』（C）第八条で冒頭に記されていた文、「馬に乗って「外部の」会議に出かける我々の市長やその他の都市参事会員は、本法典が与えられた時から聖「マルティノ」の祝日に至るまで」が、本法典では「我々の市長は」に略されている。市長の権限が強化され、一年ごとの誓約法（Ⅱ時限立法）

という性格が弱まっている。

(三) 「変更」 「これらの事件が償われていない場合には」 が付加され、安全護送される対象が増加され得た。

〔第八五条〕〔罰金刑による追放刑・市内禁足の代替可能性〕

同じく、平和法典の趣旨に従い市外にいるべきであつて、且つ既に「一部」贖罪をなしたかこれから贖罪をなすであろう者にあつては、——その際その者が市外にいるべきであるのがいかなる時であれ——在任中の市長は事件やその当該の犯罪人の事情を考慮してもよい。つまり、市長は、平和法典の趣旨に従い市外ないし市内にいる (uß der statt odir in der statt zu sin) べきどの者に対しても、一月につき一ポンド・ヘラーを都市に差し出すことを命じて、「その分」市外ないし市内に、いなくともよいと指示することが許されている。それ故、平和法典の趣旨に従い市外ないし市内にいるべき者は誰であれ、都市に貨幣を差し出すならば、一ポンド・ヘラー毎に一月を免除されることが許されるのである。そして、このことは貧しき者も富む者もすべての者に等しく遵守されるべきであつて、何人に対しても底意をもつて数量が加減されてはならない。また、贖罪をなした最初の月の内に貨幣を差し出さない者、あるいは、それよりも価値があつて、しかも欲する時に売却できる抵当を差し出さない者は、その後直ちに平和法典の指示に従い都市を去り、贖罪を負うべきである。但し、殺害は例外であり、これは平和法典においてそれにつき記されてある通りに人々は贖罪すべきである。

(一) 「新条項」市外追放刑及び市内禁足刑(女性)を罰金刑でもつて軽減する措置である。それは、無論、示談制への後退ではないが、刑罰の意義の後退、つまり市長―参事会権力の一定の後退を意味している。

(二) 但し、殺害事件の場合には市外追放刑(謀殺では五年間、過失殺人は二年間(第九条))の代替措置は

認められず、殺害事件が特に重大視されている。

(三) 第四六、七六条において女性の有罪人に科される „inne liegen“ 刑が本条項の „in der statt zu sin“ (＝市内禁足) 刑と同一であることは明らかである。

〈第八六条〉〔ツンフト加入強制〕(C第一〇〇条、S第六三条)

同じく、ツンフトに加入していない者は、それに加入すべきである。そうしない者は、一二九名(の逃亡した「長老」門閥)を除いて、暴力による違法行為を受けると、「ツンフト加入者と同じ仕方」訴訟が行われることはない。この一二九名が暴力による違法行為を受けると、彼らはツンフトに加入している者と同じ仕方、また、旧都市参事会の我々の参事会員、その傍系親、親族、奉公人と同じ仕方、訴訟が行われる。これら参事会員以下の者も暴力による違法行為を受けると、ツンフトに加入している者と同じ仕方訴訟が行われる。

(一) 『平和法典』に基づく訴訟手続きと科刑とを保証することでもって都市住民にツンフト加入を強制する条項である。立法者がツンフトを基盤とした「ツンフト市制＝都市体制」の確立を図っていることが読み取れる。

(二) 第一次ツンフトー平民闘争時の一三三二年に逃亡した「長老」門閥家系にはツンフト加入は強制されず、彼らの特権的地位の維持による妥協が図られている。

〈第八七条〉〔自らの所用のために都市参事会員、使者、役人、書状を送ることの自弁性〕(C第一〇八条)

同じく、我々の市民の中で、自らの所用のために自らと共に二名ないし三名の都市参事会員が馬などに乗って

行くことを我々の都市参事会員に対し請い求める者は誰であれ、あるいはまた「自らの所用のために」役人「を派遣するか」、さもなければ請願書を送るか、あるいは使者を文書無しに派遣することを市長達に請い求める者は誰であれ——なお、ここでの使者とは我々の都市参事会員が都市参事会の中から「選び」授けた者、役人とは市長達が授けた者、書簡とは人々が授けた物、その他、使者とは人々が授けた者である——、彼ないし彼らがそうしたことを請い求めた時は、すべてを、都市の費用ではなく、底意なく自費で賄うべきである。但し、我々の市民が略奪されたり、放火されたり、あるいは捕らえられたりする場合、さもなければ暴力でもって害される場合は除く。こうした場合、その意志があれば、我々の都市参事会員が彼らの出費で賄ってもよいのである。

(一) 「変更」 「それ以上の都市参事会員」が「三名の都市参事会員」に替わり、「私用」のために派遣される都市参事会員の数が限定されることになった。

(二) 市民のために「公費」で都市参事会員、使者、役人、書状を送ることが出来るのは、当該市民が略奪されたり、暴力により危害を受けたりする場合に限られる。

《第八八条》 「都市参事会員を含む都市住民の個人的贈与の禁止」 (C 第一一一、一一二条)

同じく、我々都市参事会員は、ないし我々以外の人も、特に本法典の発布日以降もはや誰かある人に対して——高貴な人であろうと卑しい者であろうと、聖職者であろうと俗人であろうと——、つまり以前も今も債務を負っていない人に対しては、開廷日を除き、如何なる種類の財、贈与物、ないし貨幣をも——少量であろうと多量であろうと——与える約束や堅約をしたり授与したりすべきではない。だが、我々あるいはまた我々の中の多数部分が我々の都市参事会に出席して、かくして我々が誰かに何かを与える堅約ないし約束をする場合、それは

底意なく法的効力 (vorgang) を有すべきである。だが、我々あるいは我々の中の多数部分が共に我々の都市参事会で議事を終えた時に、議事の終わった我々の都市参事会において我々により、あるいは特に我々以外の誰かある者によつて、誰かある人に対し——高貴な人であろうと卑しい者であろうと、聖職者であろうと俗人であろうと——何かある物を与える堅約ないし約束がなされた場合には、——その理由の如何を問わず——当該の堅約は、他の何にもまして、底意をもつて効力ないし影響力、さらには法的効力を有すべきではないし、獲得すべきではない。また、上述されている、これら定められた条項、項目並びに事項のすべてにおいて、我々は野鳥獸、一本ないし二本のブドウ酒や、人々が飲食できる同様の物を一個ないし二個を除外するが、それは底意あつてのことではない。そうした物の一つやそれ以上が誰かある人に送られるか贈与されても、その人はそれらを敬意をもつて受け取つてもよく、これによつて刑罰〔条項〕に違反したことにはならない。

(一) モネは本条項を『平和法典』(C) 第一一二条としか関連づけていないが、実際には、「また、上述されている」(二行目) 以下の規定は『平和法典』(C) 第一一二条とほぼ同一である。

(二) 債務返済、慣習的な少額・少量の贈与及び都市参事会による公式の贈与を除き、都市参事会員を含む都市住民は個人的に金品を贈与することは禁じられていた。贈与により都市参事会統治が弱まることを阻止する措置である。

《第八九条》〔都市フエーデの際の差押え物件に対する都市参事会の管轄権〕(B 第二二条、C 第二二条)

同じく、都市がフエーデを行い、我々の市民に差押えの許可が与えられる場合、我々が差押えを受けている者と和解するまでの期間、人々は当該差押え物を市長達に引き渡すべきである。

(一) 差押え物件という所有関係がまだ確定されていない物件については、都市フェーデの際には都市参事会が管轄することになる。

(二) 大司教の「世俗」裁判所が留保する民事関係の管轄権を都市参事会が獲得しようとしている。

《第九〇条》「ムントロイテ保持の禁止」(B第四二条、C第四一条、S第二三条、皇帝フリードリヒ二世のラン

トフリーデ(一二三五年)第九条、ドイツ王ルードルフのラントフリーデ(一二八一年)第一五条)

同じく、マインツでは何人も、その者に仕えたりあるいは贈与したりする庇護民(Mundude)——キリスト教徒であるとユダヤ人であるとを問わず——を抱えているべきではない。このことに関し誰かある者が人々から告訴された場合、その者は自己の宣誓で雪冤すべきか、さもなければ、マインツを四半年間去り、且つその後、都市参事会の多数部分が言い渡す如くになし、贖罪すべきである。

(一) 都市参事会に対する謀反的行為に直結する可能性が大きいために、一三〇〇年定立の『平和命令』ではムントロイテ保持について両市長に糾問が義務づけられていた。

(二) 違法的意図の存在の証明は困難であるため、被告に単独雪冤宣誓が認められてはいるが、逆に、証人無くして有罪証明がなされ得る点を看過すべきではない。

《第九一条》「戦時における市外追放者の都市帰還」(B第六二条、C第五九条)

同じく、都市が公然かつ共同の戦争を行う場合、違法行為を理由とする都市贖罪の故に市外にいる我々の市民は、——殺害を犯した者だけを除き——すべて、こうした戦争が継続する間、マインツに立ち返ること。但し、

都市参事会の多数部分がこの件につき決定に至る場合に限る。そして、複数の市長が彼らに退去命令を下す場合、彼らは再び退去し、そうすべきであつた期間、外部に留まるべきである。

(一) マインツ市が戦争状態に入つた場合には有罪の市外追放者をも共同体的な軍役に従わせることになつていた。体内的平和維持よりも対外的平和維持のほうが重視されていたのである。ただし、こうした措置を行うには都市参事会の多数決定が必要であつた。

(二) 殺人犯だけが排除されている点に、違法行為全体における殺害事件の重大視が見て取れる。

《第九二条》「本法典の遵守義務」(B第五六条、C第五五条、S第六六条)

同じく、これらの序、違法行為や贖罪の条項を遵守するよう、我々の市長は全員であるいは個別に、本法典において特別条項で記されている如く、誓約でもつて「人々に」要求し、自ら命令すべきである。誰かある者がその請求や命令に違反したり彼ら市長に抵抗したりする場合には、彼らはそのことのために我々に警告し請求すべきであり、我々は自らの力に依じて誠心誠意彼らを援助すべきである。

(一) マインツ市に居住する者、滞在する者はすべて(「序」)本法典の遵守を義務づけられており、それを命令するのが市長である。

(二) この件に関する市長命令への違反や抵抗があつた時には、都市参事会員は市長を援助する義務を負つており、最終的に都市参事会が『平和法典』関係の諸事項を管轄する体制になつてゐる。

〔第九三条〕 「本法典で規定されていない違法行為に関する都市参事会の裁判権」

同じく、我々のある市民ないし共住者ないしその他の者が——彼らが如何なる者であれ、女性であれ男性であれ——、本法典に記されていない何か放埒なことや違法なことを犯したり、なしたりするという事態が起これば、都市参事会ないし都市参事会の多数部分はその都度、都市参事会の意思に従い、犯された当該の行為や違法なことの内容に即してそれらを贖罪させ、罰してもよい。

(一) 「新条項」『平和法典』で規定されていなくとも、本法典に関わり得ると考えられる違法行為、つまり暴力や名誉に関する違法行為は、都市参事会の自由裁量により審理され罰せられることを可能にしようとする条項である。

〔第九四条〕 「都市参事会による法改正権の独占」(S第六七条)

同じく、かくして我々は、規定された項目や事項、条項のすべてないし各々を、事の原因や事情に応じて、長くしたり短くしたり、増やしたり減らしたりする全権を完全に都市参事会に留保する。また、これら規定された事項や条項は、我々の祖先や我々がその時々において制定し理解してきた協定ないし契約を損なったり妨げたりしてはならず、これらのすべてはまたその一部はその効力を底意無く維持すべきである。

(二) 「新条項」すでに『平和法典』(C) 第一〇二条(一三五二年)において都市参事会は法案起草権を独占することが保証されていたが、『平和法典』(D) の本条項において都市参事会が法改正権をも独占することが明文化された。本『平和法典』(D) の「序」と併せて、都市参事会による立法権独占が達成された。

(二) 但し、本法典の条項は、改正後の条項も含んで、都市参事会の旧来の協定、契約に反したものであってはならない。

(完)

